

教育委員会法

(法律第七十五号)
(昭和二十三年七月十五日公布)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく国民主体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという白黨のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行ふために、教育委員会を設け教育本来の目的を達成することを目的とする

第二條 教育委員会の組織、权限及び職務は、この法律の定めるところによる。

(設置)

第三條 教育委員会は、都道府県及び市(特別区を含む)以下同じ。町村にこれを設置する。但し、町村は必要がある場合には、一部事務組合を設けて、組合に教育委員会を設置することができる。

2 前項の一部事務組合の教育委員会に同じ必要な事項は政令で、これを定めることができる。

3 この法律で「都道府県委員会」とは、都道府県に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは市町村に設置する教育委員会をいう。

(組織)

第四條

教育委員会は従来都道府県若しくは都道府県庁、市又は市町村若しくは市町村長(特別区の長を含む)以下同じ)の权限に属する教育、学術及び文化(教育)という、以下同じ)に用する事務、並びに将来又はは政令により当該地方公共団体及び教育委員会の权限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定めがある場合を除いては、教育委員会の所管に属しない

(経費の負担)

第五條 教育委員会に要する経費は当該地方公共団体の負担とする。

第六條 教育委員会に要する経費及びその所掌に係る経費は国庫からこれを補助することができる。

第二章 教育委員会の組織

第一節 教育委員会の委員

(委員)

第七條 都道府県委員会は七人の委員で地方委員会は五人の委員でこれを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は日本国民たる都道府県又は市町村の住民がこれを選挙する。

3 委員のうち一人は当該地方公共団体の議員のうちから議会に於て、これを選挙する。

(任期)

第八条 選挙による委員の任期は四年とし、二回ごとにその半額を改選する。但し、第一次委員は、前任者の残任期間在任する。

2 前項の任期は、通常選挙の日からこれを起算する。

3 議会において選挙する委員の任期は議員の任期中とする。

第九条 都道府県又は市町村の議会の議員の選挙権又は被選挙権を有する者は都道府県委員会又は地方委員会の委員の選挙権又は被選挙権を有する。

第十条 国会の議員、地方公共団体の議会の議員（第九條オ三項の委員たる議員を除く）、国家公務員及び地方公共団体の有給の職員は教育委員会の委員を兼ねることができない。

2 都道府県委員会の委員と地方委員会の委員とはこれを兼ねることができない。

第十一条 通常選挙は二回ごとに選挙による委員の定数の半額についてこれを行ふ。

第十二条 委員の選挙において選挙区を設けない

第十三条 委員の選挙に關する事務は、当該地方公共団体の選挙管理委員会がこれを管理する

第十四条 都道府県委員会の委員の選挙と地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行ふことができる。

会を開き当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならない。

2 地方自治法第六十二條オ一項オ五号からオ七号までの事由若しくは欠員が、同法オ六十条オ一項の期限前に生じたときは、当選人にならなかつたもののうち、得票数の最も多い者から順次に又はその期限経過後に生じた場合においてオ十九条オ二項の適用を受けた者があるときは、その者のうちから、選挙会を開き、当選人を定めなければならない

第二十二條 在任期間を要にする委員の選挙を合併して行つた場合において普通地方公共団体の議会の議員の選挙に關する地方自治法オ五十八條の規定の適用があるときは選挙会において選挙長がくじでいづれの委員候補者をもつて、在任期間の長い委員の当選人とすることを定めなければならない

第二十三條 地方自治法オ六十二条オ一項オ一号からオ三号までに掲げる事由が生じた場合、又は同条オ一項オ四号からオ七号までに掲げる事由若しくは欠員が地方自治法オ六十條オ一項の期限前に生じた場合において更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、更に選挙を行ふ。

第二十四條 地方自治法オ六十二条オ一項オ四号からオ

第十五條 委員の選挙は市町村の議会の議員の選挙に關する選挙人名簿によりこれを行ふ。

第十六條 委員の候補者は選挙人の推薦によるものでなければならない。

2 前項の推薦は、選挙人が本人の承諾を得て六十人以上の連署をもつて、その代表者から選挙長に届け出なければならない。

第十七條 委員の被選挙権を有する者は同時に二つの教育委員会の委員の候補となることができない。

第十八條 委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

第十九條 教育委員会の委員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじでこれを定める。

第二十條 在任期間を要にする委員の選挙を合併して行つた場合においては得票数の多い者から在任期間の長い当選人を選ばなければならない。

2 得票数の同じである者のうち、任期の長短を定める必要がある場合には選挙会において選挙長がくじでこれを定めなければならない

第二十一條 当選人が当選を棄した時、死亡者であるとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律オ六十七号）オ五十七條の規定により当選を失つた時は直ちに選挙

と号までに掲げる事由若しくは欠員が同法オ六十条オ一項の期限経過後に生じた場合において、当選人を定めることができないときは、教育委員会において、委員の被選挙権を有する者のから、すみやかに補充委員を送任する

2 補充委員の任期は次の通常選挙の期日の前日までとし、その委員の任期終了による欠員については次の通常選挙とあわせて補充委員の選挙を行ふ。

第二十五條 地方自治法オ六十條オ一項の期限経過後、議会において選挙された委員を除くすべての委員が欠けた時は、前条オ一項の規定にかゝらず、補充委員の選挙を行ふ

2 前項の事由が、次の通常選挙前六ヶ月以内に生じたときは、前項の規定にかゝらず、前条オ一項の規定による

第二十六條 オ七条オ三項の規定による委員が欠けたときは、議会はすみやかに委員の選挙を行ふなければならない。

第二十七條 地方自治法オ六十二条オ一項に規定する都道府県知事の選挙の選挙運動に關する規定は、委員の選挙運動に、同條オ三項の規定は、都道府県委員会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條オ一項で準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律オ四十七

号)才百四十条才四項中「都議会議員選挙管理委員会又は道庁県会議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については「当該地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二十八条 委員の選挙については、この法律又はこれに基づく政令に別段の定めがある場合を除いては、地方自治法に定めらる普通地方公共団体の議会の議員の選挙に關する規定を準用する。

(委員の解職の請求)
第二十九条 委員の選挙権を有する者は委員の解職の請求することができる。

2 前項の解職の請求に關しては、地方自治法に定めらる普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求の例による。

(委員の解職及び資格の決定)
第三十条 委員の解職及び資格の決定については、地方自治法才六章才八節の規定(才百二十六条但書の規定を除く)を準用する。但し「普通地方公共団体の議会」とあるのは「教育委員会」と「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第三十一条 地方公共団体は、当該教育委員会の委員に對し報酬を支給しなければならない。但し、給料を支給しない。

2 委員は職務を履行する費用の弁償を受けること

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに委員長が、あらかじめこれを告示しなければならない。

4 招集は、開会の日前、都道府県委員会にあつては、日、地方委員会にあつては三日までに、これを告示しなければならない。但し、急務を要する場合はこの限りではない。

(定例会及び臨時会)

第三十五条 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は毎月一回これを招集しなければならない。
3 臨時会は必要がある場合に於いて、その事件に限りこれを招集する。

4 会議招集の告示後に急務を要する事件があるときは、前条才三項及び前項の規定にかゝらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

(会議の定足数)

第三十六条 教育委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集して、なほ半数に達しないときは、この限りでない。

(会議の公開)

第三十七条 教育委員会の会議は、これを公開する。但

とができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。(委員の服務等)

第三十二条 委員の宣誓、法令等に従う義務及び服務に關しては別に地方公共団体の職員に關して規定する法律でこれを定める。

第二節 教育委員会の会議

(委員長及び副委員長)

第三十三条 教育委員会は、委員のうちから委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

2 委員長及び副委員長の任期は一年とする。但し、再選されること出来る。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるときは委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第三十四条 教育委員会の会議は委員長がこれを招集する。

2 委員二人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求がある時は、委員長はこれを招集しなければならない。

1 委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項の委員の発議は討論を行わない。その可否を決しなければならぬ。

(議決の方法)

第三十八条 教育委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決する。

(議事參與の制限)

第三十九条 教育委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に關する事件については、その議事に參與することができない。但し、會議に出席し発言することができる。

(會議規則)

第四十条 教育委員会は、會議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。

2 この法律に別段の定めがある場合を除いては教育委員会の會議に關する事項は、會議規則でこれを定めることができる。

第三節 教育長及び事務局

(教育長)

第四十一条 教育委員会には、教育長を置く。

2 教育長は別に教育職員の免許に關して規定する法律

の定める教育職員免許状を有する者のうちから、教育委員会がこれを任命する。

ろ 教育長の任期は四年とする、但し 再任することができる

第四十二条 教育長は教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる
(事務局)

第四十三条 教育委員会の職務权限に属する事項に關する事務を処理させるため教育委員会に事務局を置く

第四十四条 都道府県委員会、事務局には教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課(会計及び土木建築に關する部課を除く)を置く、但し、教育の調査及び統計に關する部課並びに教育指導に關する部課は、これを置かなければならない。

2 地方委員会の事務局には教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

第四十五条 都道府県委員会、事務局に指導主事、教科用圖書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く

2 地方委員会の事務局には都道府県委員会の事務局に準じて必要な職員を置く

3 前二項に規定する職員の定数は当該地方公共団体の

條則でこれを定めなければならない

4 オ一項及びオ二項の職員並びに学校の事務職員は教育長の推薦により教育委員会がこれを任命する

第四十六条 指導主事は教員に助言と指導を與える、但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七条 教科用圖書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する専門職員には、教員を充て、これに充てることができる、但しその期間中は職員の職務を行わないことができる。

第三章 教育委員会の職務权限

(教育委員会の所管)

第四十八条 都道府県委員会は、都道府県の設置する学校その他の教育機関を地方委員会は当該地方公共団体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する

2 当該教育委員会はその所管により、都道府県の設置する高等学校を市町村に、又は市町村の設置する高等学校を都道府県に移管することができる、

(教育委員会の事務)

第四十九条 教育委員会は、左の事務を行う、但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる、

一 学校その他の教育機関の設置及び廃止に關すること

二 学校その他の教育機関の運営及び管理に關すること

十八 その他法律に別段の定めのない、その所轄地域の教育事務に關すること

三 教科内容及びその取扱に關すること

第五十条 都道府県委員会は前条各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う、但し、この場合において教育長に対し助言と推薦を求めることができる、

四 教科用圖書の採択に關すること

一 別に教育職員の免許に關して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を発行すること

五 別に教育公務員の任免等に關して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に關すること

二 文部大臣の定める基準に従い都道府県のすべての学校の教科用圖書の検定を行うこと

六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること

三 地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を與えること

七 教育委員会の組織する労働組合に關すること

四 高等学校の通学区の設定又は変更に關すること

八 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舍その他の建物の維持、保全の計画及びその実施の指導に關すること

五 その他法令により、その職務权限に屬する事項

九 教員その他の設備の整備計画に關すること

第五十一条 校長及び教員の任免、給與等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府県内の地方委員会と都道府県委員会が連合して協議会を設けることができる。

十 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に關すること

2 前項の協議会の決議は全員一致によらなければならない

十一 教育事務のための契約に關すること

ろ 協議会に關して必要な事項は当該教育委員会の決議によつて、これを定めなければならない。

十二 校長、教員その他の教育職員の研修に關すること

第五十二条 特別区の教育委員会について、オ四十九条オ一項オ三号及びオ四号の規定は、これを適用せず

都の教育委員がこれを行ふ。

(教育委員会の規則)

第五十三 教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

(通学区の設置)

第五十四 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその社会均等を図るため、その所轄の地域の教員の通学区に於ける、但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。

(報告書の提出)

第五十五 都道府県委員会は、地方委員会に対し、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に關する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

2 法律に別段の定めがある場合の外、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会は、地方委員会に対して、行政上及び運営上指揮監督をしてはならない。

(予算の編成)

第五十六 教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係

る歳入歳出の見積に關する書類を作成し、これを地方公共団体における予算の統合調整に供するため、地方公共団体の長に送付しなければならない。

第五十七 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を作成するに當つて、教育委員会の送付に係る歳入見積を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第五十八 地方公共団体の長は、教育委員会の歳入見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳入見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記することとし、地方公共団体の議会が教育委員会の送付に係る歳入額を修正する場合における必要な財源について明記しなければならない。

(予算の執行)

第五十九 地方公共団体の議会において予算を議決したときは、地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る予算を、当該教育委員会に配当しなければならない。

第六十 教育委員会は、その所掌に係る予算について、その配当の範囲内で、支出を出納長又は収入役に命令する。

(議会の議決を経るべき事件)

第六十一 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、左のもののうち、議

会の原案を、地方公共団体の長に送付する。

一 教育目的のため基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関する事

二、教育事業のための地方債に関する事

三、授業料その他教育に關する使用料及び手数料に關する事

四、オ三十一条オ一項、オ四十五条オ三項及びオ六十六

条オ二項に規定する年額の制定又改定に關する事

第六十二 地方公共団体の長は、前條各号の事件につき、その議案を地方公共団体の議会の議決に付するに當つて、教育委員会の送付に係る原案を修正しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第六十三 地方公共団体の長は、教育委員会の送付に係る原案を修正した場合においては、その議案に教育委員会の送付に係る原案及び教育委員会の意見を附記しなければならない。

(教育委員会及び教育長の代理執行)

第六十四 委員がすべて欠けて、オ二十五条オ二項の規定によることができない場合には、教育委員会の行う事務は、教育長がこれを行う。

2 前項の規定による処理については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告しなければならない。

らない。

第六十五 都道府県委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合には、文部大臣は、当該都道府県委員会の教育長代理を任命する。

2 地方委員会の委員がすべて欠け更にその教育長も欠けた場合には、都道府県委員会は、当該地方委員会の教育長代理を任命する。

3 前項の場合において、都道府県委員会の委員がすべて欠けたときは、都道府県の教育長が、前項の教育長代理を任命する。

4 オ一項及びオ二項の教育長代理は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

[illegible]

第一章 町村の一部等組合の教育委員会

```

graph TD
    Town[町民] --> Mayor[町長]
    Town --> EducationComm[教育委員会]
    Town --> ReviewComm[物評会]
    Mayor -.- EducationComm
    EducationComm -.- ReviewComm
    EducationComm --> EducationChief[教育長]
    EducationChief --> EducationChiefRoom[教育長室]
    EducationChief --> Section1[総務]
    EducationChief --> Section2[指導]
    EducationChief --> Section3[社会教育]
    EducationChief --> Section4[保健厚生]
    Section1 --> SchoolAffairs[学務]
    Section1 --> Career[職業]
    Section1 --> Library[資料]
    Section1 --> Planning[施設]
    Section1 --> Survey[調査統計]
    Section1 --> Welfare[福利厚生]
    Section1 --> Personnel[人 事]
    Section2 --> SchoolResearch[教材研究]
    Section2 --> Guidance[指導]
    Section2 --> StudentActivity[学生活動]
    Section2 --> PhysicalEducation[体育]
    Section3 --> AdultEducation[成人教育]
    Section3 --> Culture[文化]
    Section3 --> Publication[出版資料]
    Section4 --> HealthEducation[健康教育]
    Section4 --> Insurance[保 育]
    Section4 --> StudentWelfare[学生厚生]
  
```

教育委員會の事務局杆権

明治二十三年十二月三十一日
 日本国憲法第八十條
 市町村の長は、市町村の議決によるものとする。



昭和三十七年九月十三日

福生町浄化対策委員会委員長

浄化対策委員

福生町長 森田幸造

殿

福生町浄化対策委員会開催につき

福生町浄化対策委員会を左記により開催致します。一、障子線
り是非とも迄刻までには、参考集下さるよう、お願い致します。

記

一日時 九月十六日午後八時三十分（時間厳守）

二場所 福生町役場

追而、福生町の図面をお持ちの方は、お持ち下さい。

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
船木甚平	村尾種吉	野島毎	賀井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
24	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
高橋彦市	田村利一	西村篤	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	點沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅恭輔	橋本雄一	森田幸藏	並水竹松

福生町議會議員名簿(昭和27年9月16日定臨協会)

淨化対策委員会